

# 平成27年度 教育行政執行方針

平成26年芽室町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、芽室町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

## はじめに

昨年6月20日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、今年4月1日から施行されます。今回の改正では、教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会とが教育政策の方向性を共有し、一致して教育振興に当たることなどが求められています。

### 【教育行政に臨む基本姿勢】

本町の将来を担う子供たちは町の宝です。「芽室町子どもの権利に関する条例」を制定している町として、また、第4期芽室町総合計画後期実施計画や第5期芽室町生涯学習推進中期計画（芽室町教育基本計画）に基づき、これからの時代に求められる資質・能力の育成のため、知識・技能の習得だけではなく、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを育む取組を進めます。

また、誰もがいつでも、希望する質の高い教育を受けられる生涯学習社会を目指し、その実現に向けた環境づくりのため、家庭・学校・地域との連携を図るとともに、首長との緊密な連携のもと、教育の中立性、継続性・安定性を確保しつつ教育行政を進めてまいります。

それでは、学校教育、社会教育、これら連携の各分野における主要な施策について申し上げます。

## 1 学びの基礎づくり

始めに、重点目標1つ目の「学びの基礎づくり」についてであります。

### 【確かな学力の育成】

すべての子供たちに社会で自立するために必要な学力を身に付けさせなければなりません。そのためには、子供たちが分かる、できる喜びのある授業づくりと、授業と連動した家庭学習の定着化などの確立が重要であり、各学校において、組織としての学校力を発揮し、児童生徒の学習の定着状況を把握し、学力向上につなげる指導の改善の取組や、望ましい生活習慣の確立に向けて、保護者などと共通認識を深める取組を推進します。

また、義務教育9年間を見通した教育課程の連続性や生徒指導の接続を図るため、小中連携を意識した出前授業、年間指導計画の工夫や合同行事等の実施に努めます。

児童生徒一人一人に応じた、つまずきを見逃さないきめ細やかな指導を充実するために、小学校低学年での読み書き支援のスクリーニングの実施や、小学校第3学年及び第4学年において、1学級が35人以下となる学級編制に段階的に取り組みます。

特別な支援を必要とする子供たちのために、教育活動指導助手や支援員を継

続配置するとともに、町の発達支援システムとの連携によって、特別支援教育の充実を図ります。

### 【豊かな心と健やかな体の育成】

子供たち一人一人が、生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、家庭・学校・地域が連携しながら取り組むことが大切です。このため各学校において、豊かな人間性や社会性を培うとともに、ふるさとを愛する心など、豊かな心の育成、規範意識や自己肯定感を高める外部講師を活用した事業などに支援を行います。

いじめの芽はどの子供にも生じ得るなど、すべての子供に関係する問題であり、いじめは決して許されるものではありません。このため、町や各学校が策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの実態把握調査や、よりよい学校生活と友達づくりのためのHyper-QUの実施、児童生徒から直接状況を聞く教育相談機会の設定、スクールライフアドバイザーや学校適応指導教室「ゆうゆう」の活用など、学校や関係機関が一体となり、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組を推進します。

体力は健康の維持だけでなく、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わり、子供たちが生涯を通じて健康で活力ある生活を送る基盤としても大切です。このため各学校において、子供たちの体力や運動習慣等を把握し、運動に親しむ資質や能力、体力を培う体育授業を充実します。

また、家庭などと連携した、基本的な生活習慣を身に付けさせる取組を充実します。このため、生活習慣病検査の継続実施と、地産地消を目的とした、「めむろまるごと給食」や栄養教諭による指導など、学校給食を通じて食育に関する指導を総合的に推進するとともに、本年1月に改訂した「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」などにより、学校給食の充実に継続して取り組みます。

### **【信頼される学校づくりの推進】**

児童生徒の教育に直接携わる教職員は、まず、教育公務員としての自覚の下、法令等を遵守するとともに、子供たちや保護者の信託に応え、責任ある教育活動を展開するよう指導に努めます。

また、学校の情報を積極的に発信するとともに、児童生徒や保護者、地域の声に耳を傾ける学校評価の実施と結果の公表などを通して、学校運営の改善につなげます。

学校施設等の整備充実については、時代に応じた教材備品や安全・安心な教育環境の整備に努めます。

このため本年は、芽室西小学校の外構整備や芽室南小学校校舎の屋根外壁改修、芽室中学校の部室屋根等改修、パソコン室空調設備設置など教育環境の整備を実施します。

また、計画的に整備を進めている学校施設のトイレの洋式化は、上美生中学校及び芽室西中学校で実施します。

## 2 生涯を通じての生きがいくくり

次に、重点目標2つ目の「生涯を通じての生きがいくくり」であります。

### 【多様な学習機会の確保・充実】

「いつでも」「どこでも」「だれもが」自由に学ぶことができる環境整備と学びの機会づくりとして、生涯学習施設の要である中央公民館については、町民にとって利用しやすい環境整備はもとより、公民館講座など学びの充実を図ります。

生涯学習の推進は、幼年期から高齢期までのそれぞれの段階において、初めの一步から継続して学び、楽しく、生きがいを感じて暮らすことにより、町民同士の助け合い、地域コミュニティの醸成、活力ある地域づくりにつながると考えます。

このため、成人向け講座については、女性が輝くまちづくりの旗手となる、生涯の女子力アップの講座として、2期目になります「ウーマンカレッジ」、地域活動・ボランティアデビューを目指す講座として、3期目になります「シニアライフカレッジ」、生きがいくくりの講座として、歴史ある高齢者学級「柏樹学園」を継続実施します。

また、趣味や教養などやってみたいことに挑戦する講座として、新たに成年期から高齢期の中間層を対象に「芽室町民大学どんぐりカレッジ」を開設し、町民がそれぞれの生活、仕事、年齢に応じて選択できる講座の充実を図ります。

文化・芸術活動は人々に元気を与え、活力に満ちた社会を実現します。

このため、芸術鑑賞など児童生徒の文化に触れる機会の創出に向けた支援を継続するとともに、ふるさと歴史館「ねんりん」の体験事業やフェスティバルなどを開催します。

また、町内小中学校及び高校、一般の吹奏楽が総結集するフレンドリーコンサートの継続、芽室町文化協会への活動支援、各サークル団体との連携などにより、文化・芸術活動を促進します。

芽室町図書館は、町民が生涯にわたって知的情報と地域情報が、いつでも自由に得られ、そして、いつでも気軽に学習ができる場として、町民にとってなくてはならない生涯学習施設であります。このため、図書館サービスの向上を目指した環境整備に努めるとともに、幼児対象事業及び図書館講座の充実、図書館まつりの開催など読書活動を推進します。

### **【健康づくりと生涯スポーツの振興】**

町民一人一人がスポーツを通して心身ともに健康に過ごせるよう、いつでも気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりが大切です。

また、スポーツを通して、子供から高齢者までの地域住民が世代を超えて交流を深めていくことは、地域社会の連帯感、活性化につながっていきます。

このため、スポーツイベントである「チャレンジデー」に継続参加し、町民の健康管理、体力維持、町民皆スポーツの振興を図るとともに、各年齢層に合わせた運動教室の開催など、町民の健康づくりを支援します。

生涯スポーツとして、老若男女を問わず誰でも楽しめるゲートボールは、芽室町が発祥の地であります。

このため、ゲートボールの普及推進については、子供たちが郷土のスポーツ、ゲートボールに触れ関心を持ってもらう、ゲートボール体験学習を開催します。

また、高校生のゲートボール普及活動では、芽室町が全国のゲートボール振興の旗手となるよう、ゲートボール先進高校の合宿を開催し、地元高校とのゲートボール交流会を実施するなど、全国への普及活動を推進します。

#### **【人材育成と交流活動の推進】**

生涯学習を推進する上で多くの指導者・リーダーとしての人材を育成することが、将来の生涯学習社会の土台づくりにつながります。

このため、町民一人一人が個人の持つ能力や特技を発揮・活躍できる場や機会の体制をつくるなど、活気あるまちづくりを目指します。

また、次世代を担う子供たちが様々な体験を通して、リーダーとしての資質を伸ばせるよう支援するとともに、町内外の交流活動を推進します。

### **3 共助社会の絆づくり**

次に、重点目標3つ目の「共助社会の絆づくり」についてであります。

#### **【家庭・学校・地域の連携】**

子供たちの基礎的な生活習慣や社会的マナーの習得には、学校だけでなく、

地域社会・家庭の役割も大きいことから、家庭・学校・地域の3者が連携し、それぞれの役割や責任をお互いに認識し、子供を見守る体制を推進するとともに、それぞれが研修会などの学習や議論を深める活動を通して、子供たちの健やかな体、豊かな心の成長に向けて取り組みます。

### **【地域コミュニティづくり】**

町民一人一人が地域の一員としての責任や役割を認識し、自分にできることで地域のために活動することが、活力ある地域コミュニティづくりにつながり、地域の絆に結び付くと考えます。

そのためには、町民のボランティア活動は、みんなでつくる地域コミュニティまちづくりに欠かすことのできないものであります。

年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての町民の人権が尊重され、町民一人一人がまちづくりを担う一員として活躍でき、地域全体がお互いに助け合い支え合いながら共生できる体制づくりに向けて、社会教育協会、青少年健全育成連絡協議会、地域子ども会などと取り組みます。

### **【人材発掘・協働のまちづくり】**

町民一人一人が自分たちの知識や技術を他の町民へ伝え、町民同士が助け合うことで町が活性化される体制づくりを目指します。

このため、人材バンクの登録者や各種カレッジの卒業生などにより、新たに児童生徒が学ぶ場における指導や、成年、高齢者の学習の場の講師など、各分野の指導者の人材確保に努めます。

### 【郷土愛の育み】

芽室町には、次世代に引き継ぐべき多くの文化財産や豊かな自然、本町発祥のスポーツなどがあります。

魅力ある地域文化や恵まれた自然環境など、本町の歴史や特色を知ってもらう事業を推進し、郷土愛の醸成を促します。

このため、ふるさと歴史館「ねんりん」の環境整備や、郷土芸能メモロ太鼓の保存・伝承を図るとともに、地元で生産された食材や地元農産物を食する機会を少年教育事業で多く取り入れるなど地産地消事業を推進します。

### むすびに

これまでも申し上げてきましたが、将来を担う子供たちの明るい笑顔と元気に活躍する姿は、この町の活力の源であります。「すべては芽室町の子供たち一人一人のために」との思いのもと、教育委員会が提唱する「あいさつ」「親切」「美化」の「3つの心運動」の推進と、教育行政の3つの重点目標を基本に、家庭・学校・地域の3者協働による確かな教育行政を進めてまいります。

町議会議員及び町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。